

立川市第 4 次学校教育振興基本計画検討委員会の公開について

立川市第 4 次学校教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）については、「立川市審議会等会議公開規則」、に基づき公開されます。

委員会は傍聴者を受け入れることにより公開します。また、委員会の検討状況は議事要旨により公開されますので、あらかじめ御了承ください。

ここでは、今後、委員会を進めるにあたり、情報公開に関する基本的な取り組みについて確認いたします。

1. 委員会の公開について（立川市審議会等会議公開規則第 3 条）

- ・ 委員会は、公開とします。

2. 公開の方法等について（立川市審議会等会議公開規則第 5 条・ 6 条）

- ・ 市は、委員会について、開催日時、開催場所、委員会名その他必要な事項を、市ホームページ等で事前に公表します。
- ・ 委員会を傍聴できる者の定員を定め、必要な傍聴席を設けます。
- ・ 傍聴者に対して、委員会の概要等が閲覧できるようにします。
- ・ 委員会に関する報道機関の取材に対し協力します。

3. 傍聴手続き等について

- ・ 委員会を傍聴できる者の定員は 10 名程度とし、会場の規模等を勘案し調整します。
- ・ 委員会を傍聴しようとする者は、委員会の当日、受付で傍聴券を受け取り、所定の場所に着席します。

4. 傍聴者の遵守事項、傍聴席に入ることができない者について（立川市審議会等会議公開規則第 8 条・ 第 9 条）

- ・ 議事に対する可否の表明、示威的行為など、委員会を妨害する行為を禁止します。
- ・ 危険物の持ち込みのほか、委員会を妨害し人に迷惑を及ぼす者は傍聴席に入ることとはできません。

5. 会議資料の公開について（立川市審議会等会議公開規則第 10 条）

- ・ 委員会の資料は、後日、市ホームページ等で公開します。